

## 緊急経営安定支援融資の要件変更について

対象要件を次の通り変更する。

### 現 行

- ①最近3か月間の平均売上が前年同期比で3%以上減少しているもの
- ②売上原価の20%以上を占める原油・原材料の最近1か月間の仕入価格が前年同期比で20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等の価格に転嫁できない状況にあるもの
- ③「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」により被災したものと被災事業者と取引があり、今後一定程度以上の売上減少が見込まれるもの
- ④「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」の発生後、原則として最近1か月間の売上等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれるもの

### 改 正 後 (H23.10.1以降)

- ①最近3か月間の平均売上が前年同期比で3%以上減少しているもの
- ②売上原価の20%以上を占める原油・原材料の最近1か月間の仕入価格が前年同期比で20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等の価格に転嫁できない状況にあるもの
- ③「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」により被災したものと被災事業者と取引があり、今後一定程度以上の売上減少が見込まれるもの
- ④「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」の発生後、原則として最近1か月間の売上等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれるもの
- ⑤円高の影響により、原則として最近1か月間の売上等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれるもの